

「学校いじめ防止基本方針」

Ⅰ 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題（※）である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

※国立教育政策研究所の追跡調査では小4～小6で8割、中1～中3で7割程度の児童生徒がいじめにまきこまれている。

（国立教育政策研究所『いじめ追跡調査 2016-2018』2021 年）

2 いじめ対策委員会

◎いじめ対策委員会（生徒指導委員会）

〔構 成 員〕 管理職 生徒指導主事（教育相談主任） 補導主任 各学年主任 養護教諭
スクールカウンセラー

〔役 割〕 ・各学年の生徒の動向を情報交換し、生徒理解をおこなう。

- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を検討し推進する。
- ・補導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。いじめであると判断されたら組織で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

〔実施予定〕 月1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

〔周知方法〕 ・学校だよりや全校集会による案内

- ・スクールカウンセリングだよりによる案内
- ・学校ホームページによる案内 など

◎補導委員会

[構 成 員] 管理職 生徒指導主事 補導主任 各学年補導 養護教諭 (スクールカウンセラー)

[役 割] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。

- ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、早急に被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

[実施予定] 週1回

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

授業改善の充実

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に学校教育目標に掲げている「自ら学ぶ」力が持てるよう、「主体的・対話的で深い学び」を重視した授業を展開し、学習したことの価値や自分にとって意義の確認できる学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

道徳・人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳教育の要である道徳の時間の指導はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。そのために、これまで行っている道徳の時間のカリキュラムを大切にしながらも、いじめの防止対策の基盤となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、授業参観で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。また、地域生徒指導連絡協議会と協力して人権啓発活動の取組を推進する。

体験活動の充実

- ・生き方探究チャレンジ体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図るカリキュラムを作成、実践することで道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

生徒が主体的に行う活動の支援

- ・生徒会活動や部活動等、生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で自尊感情（自己有用感、自己肯定感）を培い、自己指導能力・共感能力を高め自己実現につなげる指導を進める。

生徒の啓発

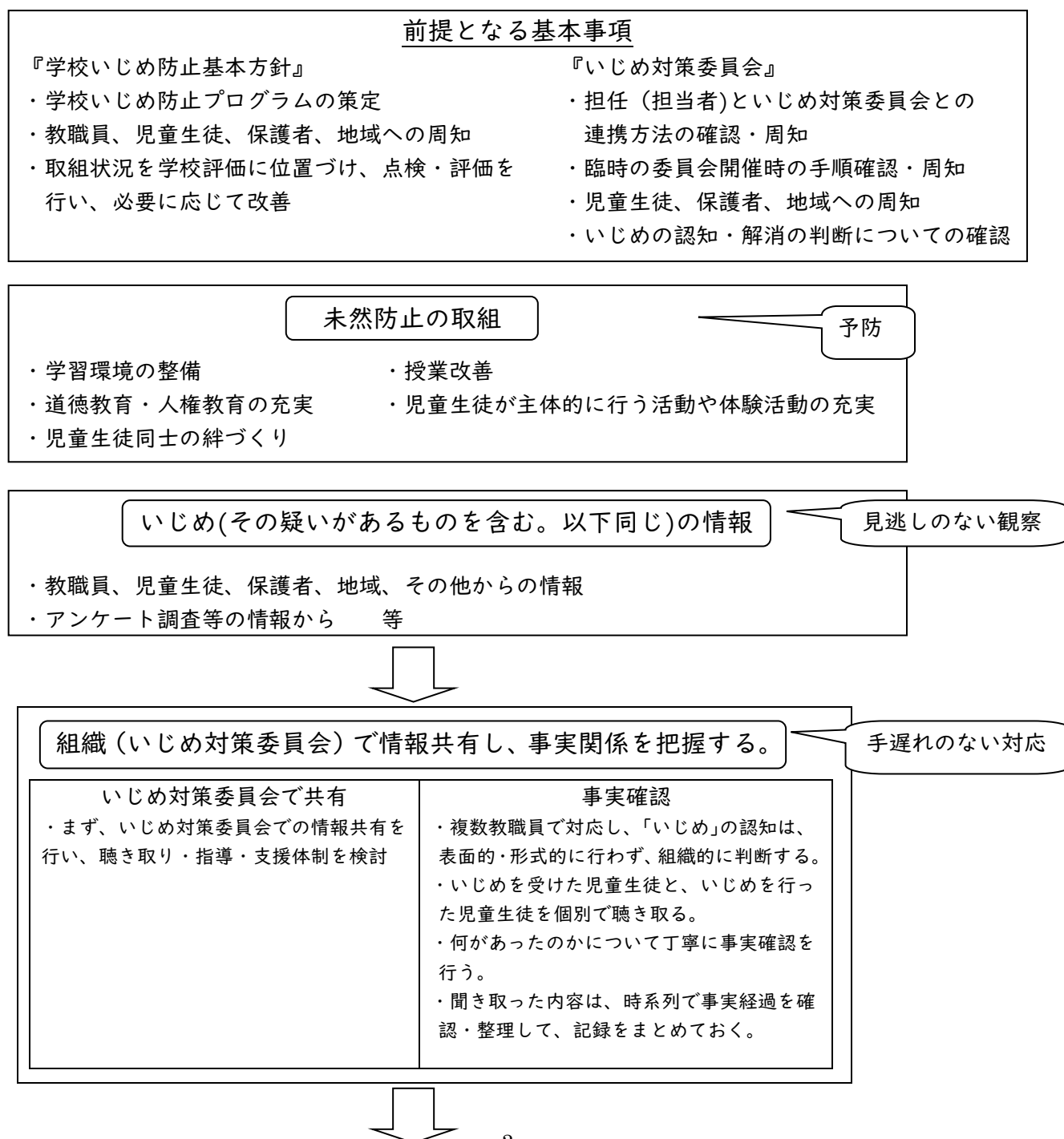
- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづき自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

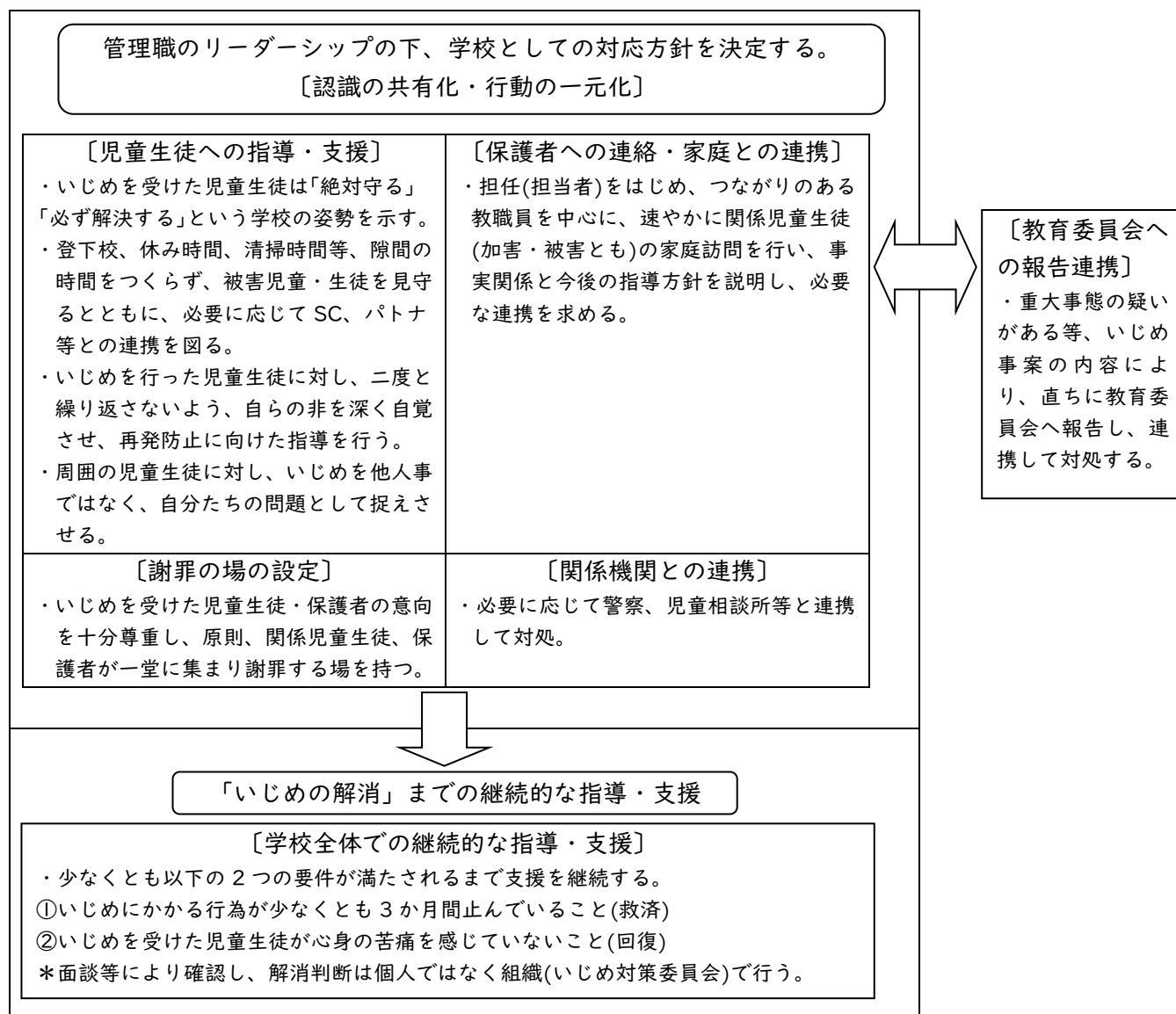
(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ・ 日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。教職員でその情報を確実に共有し、情報を分析し速やかに対応する。その際、情報伝達・共有を大切にする。また、保護者との連携を丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。
- ・ 日常の生徒観察に加え、いじめに対するアンケート、クラスマネジメントシートを複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

＜いじめ事業の対する組織的な対応の流れ＞





- ・ 日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2～3回（3年は2回）の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシートを活用する。
- ・ スクールカウンセラーや専門機関と連携し、組織的に対応する。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し、適宜適当な支援・指導を行う。

（4）教職員の資質能力向上の取組

- ・ 日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・ 校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
- ・ 定期的に生徒観察の情報を共有し教職員相互で補完する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・ 「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・ 機会を捉え、いじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、学校運営協議会や地域生徒指導

連絡協議会と連携し、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための連携を講じる。
- ・保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

5 重大事態への対処

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画

- ・いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を下掲の計画に基づき実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合もある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇生徒指導委員会① 「学校いじめ防止基本方針の確認」 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆校内研修会① 「生徒指導方針の確認」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ防止対策委員の紹介」 ・新入生を迎える会	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・二者懇談週間 ・「いじめ対策委員」を学校だより、HP 等で紹介
5	◆職員会議 「学校いじめ防止基本方針の共有」 ◇生徒指導委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆校内研修会② 「気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」	・特活（校外学習に向けて） ・憲法月間（校長講話） ・【3年】修学旅行 ・体育大会に向けての取組		・「学校いじめ防止基本方針」の HP 掲載 学校運営協議会理事会 ・地域生徒指導連絡協議会
6	◇生徒指導委員会③ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 「夏季休業中の生活について」	・道徳 ・体育大会	・クラスマネジメントシート、いじめアンケート（1回目） ・学年集約と共有①	・公開授業週間 ・道徳公開授業 ・教育相談週間 ・進路保護者会 ・地生連総会 ・学校運営協議会総会

7	◇生徒指導委員会④	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 ・人権作品（作文・ポスター）の募集	・学校評価アンケート①	・三者懇談会
8	◇生徒指導委員会⑤ 「夏休み明けの生徒の様子について」	・小中生徒会・児童会交流会	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	
9	◇生徒指導委員会⑥ 「前期学校評価の検証」 ◆校内研修会③ 「前期学校評価について」	・文化祭、合唱コンクールに向けての取組		・学校評価の実施 ・学校運営協議会理事会
10	◇生徒指導委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」	・文化祭、合唱コンクール		
11	◇生徒指導委員会⑧ 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」	・人権標語の作成と発表 ・公開授業週間 ・トークイン双ヶ丘	・クラスマネジメントシート、いじめアンケート（2回目） ・学年集約と共有② ・教育相談の実施②（3年進路相談）	・道徳公開授業 ・進路保護者会 ・入学説明会
12	◇生徒指導委員会⑨ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」	・小学校半日体験（授業・部活） ・人権学習 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会	・学校評価アンケート②	・三者懇談会 ・地生連人権表彰式
1	◇生徒指導委員会⑩ 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しについて」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・小中連携の情報の集約について		・家庭地域教育講座 ・学校運営協議会理事会
2	◇生徒指導委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果から」 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・トークイン双ヶ丘	・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	・学校評価の実施 ・学校運営協議会
3	◇生徒指導委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「来年度の学校いじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会		

*年間計画や取組内容については、変更の可能性があります。